第2章 基本理念

1 基本指針の基本的理念

【国の基本的な指針における基本的理念のポイント】

○ 障害福祉サービス等の支援は、平等の観点から障害のある人の自立と社会参加の実現を図っていくためのものです。
○ 障害福祉サービス等の実施主体は市町村です。また、サービスの提供において障害種別は問いません。
○ 障害福祉サービス等の提供体制において、地域移行や就労支援が課題となります。
○ 地域の社会資源を最大限に活用して、地域拠点づくりやボランティア等によるインフォーマルサービスの提供体制の整備等を進めていきます。
○ 精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害（発達障害及び高次脳機能障害を含む）にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めていきます。
○ 地域のあらゆる住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現に向けた取組等を計画的に推進していきます。
○ 障害児本人の最善の利益を考慮しながら、障害児の健やかな育成を支援していきます。

（本文）

障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成１８年厚生労働省告示第３９５号）（抜粋）

第一　障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項

一　市町村及び都道府県は、障害者総合支援法や児童福祉法の基本理念を踏まえつつ、次に掲げる点に配慮して、総合的な障害福祉計画及び障害児福祉計画（以下「障害福祉計画等」という。）を作成することが必要である。

1　障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障害者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障害者等が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の整備を進める。

２　市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等

障害者等が地域で障害福祉サービスを受けることができるよう市町村を実施主体の基本とする。また、障害福祉サービスの対象となる障害者等の範囲を身体障害者、知的障害者及び精神障害者（発達障害者及び高次脳機能障害者を含む。以下同じ。）並びに難病患者等（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第一条に基づき厚生労働大臣が定める特殊の疾病（平成二十七年厚生労働省告示第二百九十二号）に掲げる疾病による障害の程度が、当該障害により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける程度である者をいう。以下同じ。）であって十八歳以上の者並びに障害児とし、サービスの充実を図り、都道府県の適切な支援等を通じて引き続き障害福祉サービスの均てん化を図る。また、発達障害者及び高次脳機能障害者については、従来から精神障害者に含まれるものとして障害者総合支援法に基づく給付の対象となっているところであり、引き続きその旨の周知を図る。さらに、難病患者等についても、引き続き障害者総合支援法に基づく給付の対象となっている旨の周知を図るため、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）に基づき特定医療費の支給認定を行う都道府県や難病患者等の相談に応じる難病相談支援センター等において、それぞれの業務を通じて難病患者等本人に対して必要な情報提供を行う等の取組により、障害福祉サービスの活用が促されるようにする。

３　入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障害者等の自立支援の観点から、入所等（福祉施設への入所又は病院への入院をいう。以下同じ。）から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障害者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、ＮＰＯ等によるインフォーマルサービス（法律や制度に基づかない形で提供されるサービスをいう。）の提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進める。

特に、地域生活支援の拠点等の整備に当たっては、地域での暮らしの安心感を担保し、親元からの自立を希望する者に対する支援等を進めるために、地域生活への移行、親元からの自立等に係る相談、一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、ショートステイの利便性・対応力の向上等による緊急時の受入対応体制の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保並びにサービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域の体制づくりを行う機能が求められており、今後、障害者等の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据えて、これらの機能をさらに強化する必要がある。また、こうした拠点等の整備にあわせて、相談支援を中心として、学校からの卒業、就職、親元からの自立等の生活環境が変化する節目を見据えて、中長期的視点に立った継続した支援を行う必要がある。

また、精神病床（病院の病床のうち、精神疾患を有する者を入院させるためのものを

いう。以下同じ。）における長期入院患者の地域生活への移行を進めるに当たっては、精神科病院や地域援助事業者による努力だけでは限界があり、自治体を中心とした地域精神保健医療福祉の一体的な取組の推進に加え、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的（インクルーシブ）な社会の実現に向けた取組の推進が必要である。これを踏まえ、精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害（発達障害及び高次脳機能障害を含む。以下同じ。）にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進める。

4　地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、次のような取組等を計画的に推進する。

（一）　地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作り

（二）　地域の実情に応じた、制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保等に係る取組

（三）　人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児（以下「医療的ケア児」という。）が保健、医療、障害福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにする等、専門的な支援を要する者に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制の構築

5　障害児の健やかな育成のための発達支援

障害児支援を行うに当たっては、障害児本人の最善の利益を考慮しながら、障害児の健やかな育成を支援することが必要である。このため、障害児及びその家族に対し、障害の疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、障害児通所支援及び障害児相談支援については市町村を、障害児入所支援については都道府県を実施主体の基本とし、障害種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図るとともに、都道府県の適切な支援等を通じて引き続き障害児支援の均てん化を図ることにより、地域支援体制の構築を図る。

また、障害児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図る。

さらに、障害児が障害児支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けられるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進する。

こうしたサービス提供体制の整備等については、個別の状況に応じて、関係者や障害者等本人が参画して行う議論を踏まえた上で、市町村及び都道府県が定める障害保健福祉圏域（以下「圏域」という。）ごとの整備の在り方を障害福祉計画等に位置づけ、計画的に推進する。

2　市の計画における基本理念等

（１）総合計画（障害者・障害児福祉）における基本理念等

【施策がめざす将来の姿】

○　障害のある人が住み慣れた地域で、家族や仲間とともに安心して暮らしています。

○　障害のある人が自分らしい生き方を選択し、別け隔てなく自立した暮らしを送っています。

【主な施策の体系】

中施策	小施策
障害福祉サービスの充実	障害福祉計画の定期的な見直し
	自立給付等サービス基盤の確保
	地域生活支援事業の充実
	療育や特別支援教育の充実
	市独自の福祉サービスの実施
障害者相談支援体制等の充実	相談支援体制の充実
	障害の早期発見・早期対応の推進
	障害のある人のいる家族への支援
自立と社会参加の支援	雇用・就労等の促進
	移動・外出支援の充実
	社会参加の支援
障害に対する理解促進と障害者・児の地域生活を支える環境づくり	差別・偏見をなくすための取組推進
	施設等のバリアフリーの推進
	ボランティア・ＮＰＯ等の活動支援制度の充実（地域福祉の再掲）
	障害者の虐待防止や権利擁護の推進（地域福祉の再掲）

（２）障害者基本計画における基本理念等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

【基本理念】

「地域で 共に暮らす まちづくり～自分らしい生き方が選択できる
差別のないまち・日進をめざして～」

【基本目標及び基本施策】

基本目標	基本施策
地域で安心して暮らせるまちづくり	障害福祉サービスの充実
	相談支援体制などの充実
	障害のある子どもへの支援の充実
	障害の予防と早期発見、受診支援
共に学び、働き、活躍できるまちづくり	雇用・就労の促進
	スポーツ・文化活動の支援
	当事者団体などの活動支援
	移動・外出や経済的自立支援
支え合い、共に生きるまちづくり	障害に対する理解促進とまちづくりや市政への参加の保障
	福祉教育の推進
	ボランティア活動などの推進
	防災・防犯対策の推進
	バリアフリーの推進

3　見込量の設定の考え方

障害福祉サービス等の見込量の設定に関しては、これまでのサービス利用実績や利用者のニーズを算定基礎に、利用者数の将来推計に加えて、事業者の新設予定などを加味して設定します。

ただし、事業によっては、数的な見込量がなじまない事業もあるため、必要に応じて実施する時期や方法等を設定します。

